

執筆者:

E-mail <u>吉本 祐介</u>

E-mail Mandhika Indrapraja¹

E-mail Siti Kemala Nuraida¹

インドネシア政府は、建設業に関する 2020 年政令第 20 号を改正する 2021 年政令第 14 号(以下「政令 2021 年 14 号)といいます。)を制定しました。

政令 2021 年 14 号は、オムニバス法の施行令の一つとして、従来の建設業に関する規制の枠組みを簡素化し、インドネシアにおける建設業に関する規制を明確化するものです。

政令 2021 年 14 号の要点は以下のとおりです。

1. 建設業ライセンス(IJUK)の廃止

オムニバス法は、建設業に関する 2017 年法律第 2 号(以下「建設業法」といいます。)を改正し、必要な許認可を建設業ライセンス(Izin Usaha Jasa Konstruksi、以下「IUJK」といいます。)から事業認可(Perizinan Berusaha)に変更しました。しかし、この変更は、単なる技術的な用語の変更に留まるのか、それとも IUJK を完全に撤廃する改正なのかは明らかではありませんでした。今回制定された政令 2021 年 14 号においては、IUJK という用語は利用されておらず、後者の改正であることが確認されました。

以下の表は、オムニバス法による建設に関して必要となる許認可の変更を示しています。

改正前	改正後
建設業者	建設業者
a. IJUK	a. SBU
b. 建築会社証書(Sertifikat Badan Usaha、以下	b. NIB
「SBU」といいます。)	(IUJK は不要)
c. 企業識別番号(Nomor Induk Berusaha、以下	
「NIB」といいます。)	
建設業者の従業員	建設業者の従業員
作業能力証明書(以下「SKK」といいます。)	• SKK
	(変更なし)

¹ 提携事務所所属

2. 建設業開発委員会(LPJK)の役割

建設業者の認定及び登録に関するインドネシア政府の権限委譲には不確実な点がありました。政令 2021 年 14 号は、建設業開発委員会(Lembaga Pengemban Jasa Konstruksi、以下「LPJK」といいます。)が権限を委任された機関であり、建設業者の認定及び登録に責任を負うと定め、不確実性を解消しました。さらに、政令 2021 年 14 号は、建物に不具合が生じた時に専門家の鑑定人を任命する権限も LPJK に与えています。

3. 建設業の活動範囲

建設業は、①コンサルティング、②実施業務、及び③総合業務に分類され、各業務は適切な許認可を取得した建設業者にて行うことができます。

従前は、コンサルティング活動は独立して行われなければなりませんでしたが、実施業務と総合業務のライセンスをいずれも取得 すれば、双方を同時に行うことができました。

上記の方針は、政令 2021 年 14 号により若干変更されています。新制度においては、一つの建設業者は、実施業務と総合業務のいずれかのライセンスしか取得することが認められず、総合業務のライセンスを取得した者は、当該ライセンスに基づいて総合業務と実施業務のいずれも提供することができ、実施業務のライセンスを取得した者は、実施業務しか提供することが認められなくなったと考えられます。今後、インドネシア政府による更なる施行規則の制定や指針により明確になっていくものと思われます。

4. 総合建設業の対象工事の明確化

政令 2021 年 14 号によれば、総合業務を行う建設業者が行うことができる工事は、以下のいずれかの基準を充足する必要があります。

- a. 複雑な工事
- b. 緊急工事で、統合的に実施されなければ、金銭的価値の喪失につながる可能性があるもの

上記は、総合業務の対象工事に関するこれまでの混乱を解消するというインドネシア政府の意図を反映しています。今後、インドネシア政府は、施行規則又は指針を通じて、上記の要件の詳細を示していくことになると思われます。

本ニューズレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター 配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは<u>こちら</u>に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 E-mail ☑

西村あさひ法律事務所では現在、 国内外に18の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124 Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210(弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

大阪

福岡

Tel 052-533-2590 社員 藤井宏樹
 Tel
 06-6366-3013
 Tel
 092-717-7300

 社員
 臼杵弘宗
 社員
 尾崎恒康

 井垣太介
 髙木謙吾

 井垣太介
 髙木謙吾

 廣田雄一郎
 舞田靖子

 伴真範
 中川佳宣

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart

小原英志 Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600 E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617 E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介 副代表 今泉勇

北京

Tel +86-10-8588-8600 E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ 代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志 代表 東城聡 木下清太

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

煎田勇二

Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、 シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しており ます。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586 E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600 E-mail info_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

パートナー 辰巳郁

浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456 E-mail info_dubai@nishimura.com

カウンセル 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也 Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870 E-mail info_hanoi@nishimura.com

代表

平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@nishimura.com

代表

大矢和秀 Vu Le Bang Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台灣法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩

張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所